

平成19年度 居宅介護支援 事業計画

1．自立支援の視点に立ったプラン作成を致します

生活の中での楽しみや生きがいを持ち過ごす事ができる目標、およびお客様自身が自主的・継続的にできる事を設定して、要介護状態の進行防止や改善が図れる様にプラン作成を致します。

2．住み慣れた地域での生活が継続できるプランの作成を致します

ICFの視点に基づいたプランの作成を行い、要介護状態の進行防止および安定した在宅生活の継続ができる様に支援致します。

また地域・保健・医療との連携を積極的に行なうよう心掛けます。

3．お客様からのご意向・ご要望にそった業務を心掛けます

お客様からのご意見・ご要望や相談がしやすい関係の構築を継続して行きます。

またお客様やご家族様が抱えている課題や解決策をお客様やご家族様と一緒に考え必要なニーズに対して迅速に対応する事で、安心・信頼関係が構築されるように心掛けます。

4．個人情報の取り扱いに留意して業務を遂行致します

常に個人情報を取り扱う業務をしている事を認識して、個人情報の漏えい・紛失などが起こらないように、個人情報の管理体制を適宜見直します。

5．新橋ホームの各部署との連携強化に努めます

在介支との連携において相談業務の遂行・各ケースについての情報共有をする事で、担当者不在時でも対応できる体制を継続致します。

また通所介護・短期入所生活介護担当との連携についても、訪問前後やサービス利用の前後など必要時に情報交換や会議を行なう事で、事業所のメリットを活かしたよりよいサービスがお客様に提供できる様に努めます。

6．居宅介護支援のチームケアを強化致します

チームケアの強化により担当者不在時や緊急時などにおいても、迅速に対応ができるように適宜お客様についての情報の共有を致します。

また部署内会議により業務の振り返りや見直し、情報の共有を図り各担当者の資質向上に努めます。

7. 資質の向上に努めます

専門職としての知識や技術および最新の情報がお客様に提供できる様に、福祉・医療などの研修や自主勉強会・事業所連絡会等へ積極的に参加致します。また研修により得た知識や情報を事業所内で勉強会を行なう様に努めます。

8. 収支について

介護支援専門員の常勤換算による担当件数を鑑みながら、常勤・非常勤と毎月の担当人数の目標を確認し目標人数を下回らない様に、新規ケースの受け入れを積極的に行ないます。また運営規定による減算や特定事業所集中減算による、収入削減とならない様に業務を遂行致します。

認定調査の件数について年間200件を目標にして遂行致します。